

議第83号

京都市区の所管区域条例の一部を改正する条例の制定について
京都市区の所管区域条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成24年 5 月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市区の所管区域条例の一部を改正する条例
京都市区の所管区域条例の一部を次のように改正する。
中京区の所管区域中「西ノ京梅尾町」の右に「，西ノ京東梅尾町」を加える。

附 則

この条例は，京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業二条駅地区土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行する。

提案理由

土地区画整理事業の施行に伴う町の設置に伴い，規定を整備する必要があるので提案する。